

平成29年度 第3回富山市障害者自立支援協議会（全体会） 会議録

日 時：平成30年2月16日（金） 14：00～15：00

場 所：富山市役所東館8階 802会議室

出席者：宮 田 伸 朗 会長、井 波 博 典 委員、荻 布 知 寿子 委員、  
折 江 鈴 子 委員、金 子 かつよ 委員、澤 田 和 秀 委員、  
野 口 雅 司 委員、服 部 孝 則 委員、山 方 功 委員、  
山 村 敏 博 委員

欠席者：野 尻 昭 一 委員、麻 生 光 男 委員、岡 本 武 勇 委員、  
大 井 きよみ 委員、竹 邦 子 委員、塚 田 彰 委員、  
富 田 光 圀 委員、土 居 恵利子 委員、森 本 滋 委員、  
吉 山 泉 委員

事務局：西田 福祉保健部長、作田 福祉保健部次長、山口 福祉保健部次長  
宮崎 保健予防課長、中島 障害福祉課長、豊岡 障害福祉課課長代理、  
遊道 障害福祉課副主幹、恒川 障害福祉課企画係長、佐藤 障害福祉課自立支援係長、  
唐木 障害福祉課医療係長、神戸 障害福祉課主査、野嶋 障害福祉課主任

市委託相談支援事業所：

自立生活支援センター富山、セーナー苑 We ネット、ゆりの木の里相談支援事業所、  
あすなろセンター、和敬会生活支援センター、フィールドラベンダー、  
富山市障害者福祉センター基幹相談支援室

オブザーバー：富山市身体障害者福祉協議会副会長 堀 恵一 氏

議 題：

- 1 第5期富山市障害福祉計画及び第1期富山市障害児福祉計画の素案について
- 2 富山市が設置する障害福祉施設の運営のあり方

（会議資料）

- 1 ノーマライゼーション社会の実現をめざして  
第5期富山市障害福祉計画 第1期富山市障害児福祉計画 素案
- 2 「第5期富山市障害福祉計画及び第1期富山市障害児福祉計画」（案）について

内容：

- 1 開会（司会進行：遊道副主幹）
- 2 委員等紹介
- 3 会長あいさつ（宮田会長）
- 4 議事
- 5 部長あいさつ（西田福祉保健部長）

(1) 第5期富山市障害福祉計画及び第1期富山市障害児福祉計画について

(事務局)

資料に基づき、内容説明（説明者：恒川障害福祉課企画係長）

[意見・質問]

3 就労支援の充実	
質問・意見	回答
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者雇用について、民間企業の実雇用率は1.83%（平成29年6月1日現在）。法廷雇用率を達成することは難しいのではないかと。</li><li>・ 民間企業に、就労継続支援A型は含まれるのか。</li><li>・ 現在、どのくらいの障害者が就労継続支援A型で雇用されているのか。</li><li>・ 一般就労への移行とは、一般就労した後、再度福祉的就労に戻った場合も、移行したことになるのか。また、一般就労が持続するためのフォローをどこに求めているのか。</li><li>・ 就労定着支援サービスの提供事業者の指定要件とはどのようなものか、また、就労定着支援サービス事業者の指定を受ける場合、新たに人員を配置する必要があるのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間企業の障害者の法定雇用率は、現在は、従業員50人以上の事業所を対象に定めているが、平成30年4月からは、従業員45.5人以上の事業所が対象になり、雇用義務が厳しくなる。</li><li>・ 就労継続支援A型は、民間企業に含まれている。</li><li>・ 就労継続支援A型の利用者数は、計画（案）P50に記載しており、532人（平成29年9月実績）である。</li><li>・ 一般就労への移行者とは、障害者枠での就労も含めて民間企業に、採用されて勤めることである。就労定着については、全国的な課題であり、平成30年度から「就労定着支援サービス」が始まる（別添資料P11～12に基づき、就労定着支援サービスについて説明）。計画では、このサービスの支援開始から1年後の職場定着率が80%以上という目標がある。</li><li>・ 新たなサービスの詳細については、現在、省令の読み込み作業中であり、事業者を対象に、別の機会に説明させていただきたい。</li><li>・ 市では、平成30年度より、一般就労を促進する就労移行支援コーディネーター2名を新たに配置し、企業への橋渡しやフォローアップを行う予定である。</li></ul>
【関連頁】 P22～23、 P28～29、 P37～38、 P49～52	

4 施設や病院からの地域移行、障害者の地域包括ケアシステムの構築
意見
<p>・長期入院していた精神障害者が、東日本大震災を機に地域移行したという内容のテレビ番組を見て、入所型施設の施設長として身につまされた。</p> <p>施設内において、地域で生活したいという本人からの希望があったが家族の意向とのすり合わせができず、現在も施設で生活している事例がある。今後は、行政や相談支援事業所と協力しながら地域移行の推進に努めたい。</p>
【関連頁】 P20～21、P26～27、P38～40

(2) その他

① 富山市が設置する障害者施設の運営のあり方について

(事務局)

資料に基づき、内容説明（説明者：恒川障害福祉課企画係長）

[意見・質問]

質問・意見	回答
<p>・第1あすなろは、平成10年設置で昭和37年建築ということは、古い建物を利用しているのか。</p> <p>・指定管理と委託の違いは何か。</p> <p>・市が設置する障害者施設については、来年度以降、自立支援協議会で方向性を検討するということか。</p>	<p>・旧慈光園を、平成10年に第1あすなろ設置時に改修し、利用している。</p> <p>・指定管理は、施設管理・運営を法人等に代行してもらうこと。委託は業務の一部を代行してもらうこと。第1あすなろの場合、障害者福祉プラザ中にあり、社会福祉事業団が施設を指定管理し、生活介護のサービスの部分を第1あすなろに委託している。指定管理で施設管理とサービスの運営をしているのが恵光学園である。</p> <p>・そのとおりである。</p>

② 平成30年度障害者総合支援法改正における主な内容

(事務局)

資料に基づき、内容説明（説明者：佐藤障害福祉課自立支援係長）

質問・意見	回答
<p>・居宅訪問型児童発達支援について 学校では、昔は重度の心身障害児の訪問教育を行ってきたが、学校で看護師の配置等をするよりなり、現在は、ふるさと特別支援学校で富山病院入院の方やあゆみの里入所の方へ訪問教育しているが、在宅で生活する方の訪問教育はかなり減ってきている。</p> <p>市内には、在宅で生活する未就学の重度心身障害児はどのくらいいるのか。</p> <p>・在宅で生活する未就学の重度心身障害児が就学すると、連携が必要になる。</p>	<p>・在宅で生活する重度心身障害児は、年間1～2人である。居宅訪問型児童発達支援は、医療的ケア児等、外出が困難な方で児童発達支援が必要な人が対象となるので、来年度は2人くらいの利用を見込んでいる。</p>